

橘総合支所に設置して いる古紙回収ボックスを ご利用ください！



＜古紙の出し方＞

役場開庁日時（平日 8：30～17：15）に、ひもでしばって出してください。

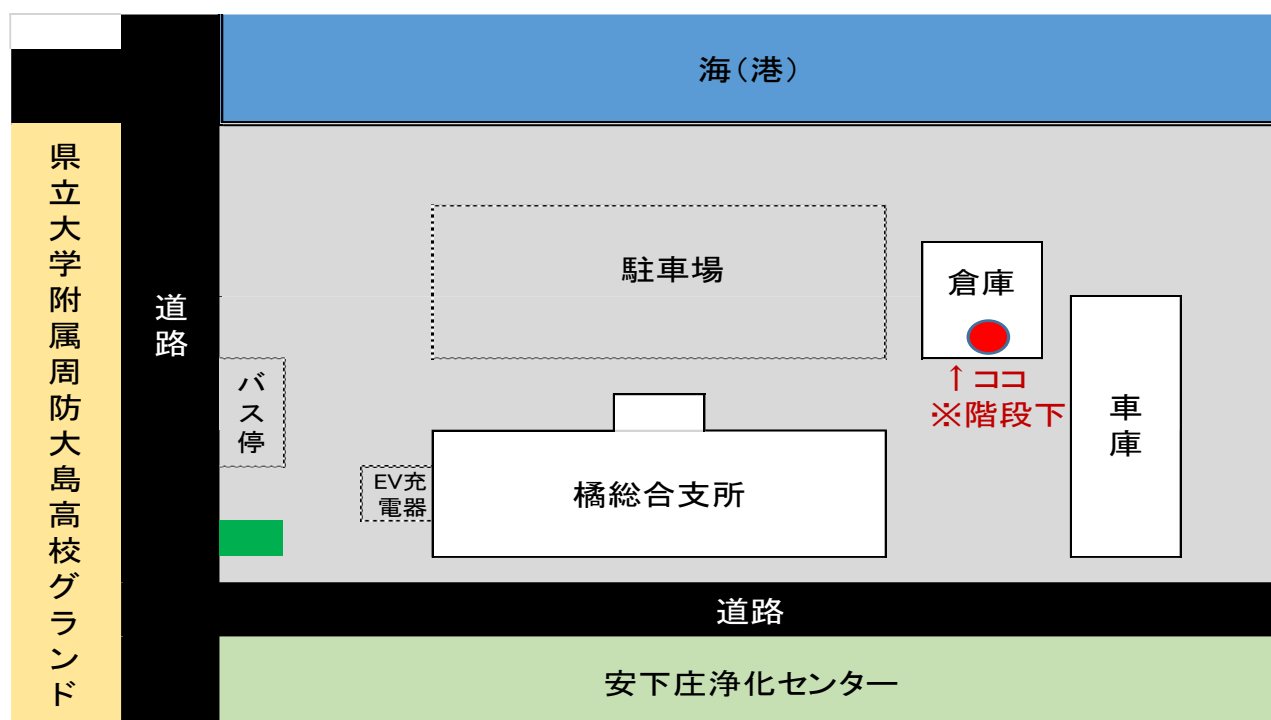
| ダンボール | 雑誌 | 新聞 | 紙パック |
|------------------|---------------------------|----------|-------------------------|
| | | | |
| 箱はつぶして折りたたんでください | 雑誌、本、ノート、封筒、菓子箱、包装紙、コピー用紙 | 新聞、折込チラシ | 牛乳パックなどは、洗って開いて乾かしてください |

＜注意事項＞

カーボン紙、圧着はがき、感熱紙、写真、アルミ箔などの複合素材の紙、食品残渣などがついた汚れた紙は“可燃ごみ”へお出してください。

お住まいの自治会などで古紙回収を実施されている場合は、従来どおり地域の集団回収を優先してください。

古紙回収ボックスの設置場所はこちら



※ダンボールなどが括られていなかったり、古紙以外のごみを置かれているのが見受けられます。このような状況がエスカレートした場合には、予告なく回収ボックスを撤去させていただくことがあります。なお、事業活動で排出されるダンボールなどの持ち込みはご遠慮ください。

みなさまがお持ちいただいた古紙類は回収業者に売却しており、その収入は町の環境対策費の財源となります。

周防大島町は5R(ファイブアール)を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費節約、循環的な利用を促進しています。



①Refuse(リヒューズ：断る)

ごみになるもの(過剰包装、レジ袋など)を断る。

②Reduce(リデュース：発生抑制)

ごみそのものを出さない工夫をする(詰替え製品の利用、食べ残しをしないなど)。

③Reuse(リユース：再使用)

ものを繰り返し使う(マイボトル、フリーマーケットの利用など)。

④Repair(リペア：修理)

壊れたものを直して使い続ける(テープで補修するなど)。

⑤Recycle(リサイクル：再生利用)

使い終わったものを資源として再利用する(分別、資源回収に出すなど)。

ゼロカーボンシティ宣言！周防大島町